



令和8年度

柳津町地域おこし

協力隊  
募集要項



追加募集決定!



# 柳津町ってどんな町？

柳津町（やないづまち）は福島県会津地方、「奥会津」と呼ばれる地域の入り口に位置します。只見川やJR只見線の通る人口約2,800人の町で、その面積のほとんどを森林が占めています。

町のシンボルは「福満虚空藏菩薩圓藏寺」と「赤べこ」。

約1,200年の歴史を誇り、毎年1月7日に「七日堂裸詣り」が盛大に開催される圓藏寺は、その昔、災害により大きな被害を受けました。このとき現れ、再建を手伝ったとされるのが「赤べこ」。全国でも有名な赤べこは、柳津町が伝説発祥の地とされています。

そんな柳津町も人口減少や少子高齢化が急速に進み、様々な課題を抱えています。町では、地域住民と親睦を図りながら、共に地域活性に取り組んでいただける方を求めています。



# 地域おこし協力隊って？

「地域おこし協力隊」とは、都市地域から過疎地域等への条件不利地域に移住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の活動、農林業への従事、地域住民への支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る制度です。

隊員は自治体の委嘱を受け、最大で3年間の任期で活動します。

柳津町では、これまで累計21名の隊員を委嘱し、令和8年1月1日現在8名の隊員がそれぞれの分野で活動しています。

現在活動中の隊員の様子を一部ご紹介します！  
隊員が毎月活動報告を投稿している「note」も  
こちらの二次元コードからぜひご覧ください！



それぞれの活動分野で  
町に貢献したり…

地域の取り組みを  
一緒に応援したり！



# どんな人が応募できる？



次に掲げるすべての事項を満たすことが応募要件です。

- 1) 任期期間中に関係者と連携を図りながら業務に取り組み、柳津町に定住する意欲のある方
- 2) 地域住民とともに積極的に活動ができる方
- 3) 下記のア、イのいずれか及びウの要件を満たす方
  - ア 条件不利地域（※1）を除く、三大都市圏内の都市地域（※2）もしくは指定都市、三大都市圏外の都市地域もしくは指定都市にお住まいの方  
※三大都市圏内・外の一部条件不利地域、指定都市も条件により該当します。
  - イ これまで、他の地域において地域おこし協力隊員として2年以上の経験があり、かつ解嘱から1年以内である方
  - ウ 採用決定後は柳津町に住民票および生活の拠点を移すことができる方（家族との居住も可）
- 4) 職務経験又は社会活動等の経験がある方
- 5) 地域活性化に意欲があり、地域住民とともに積極的に活動ができる方
- 6) 心身ともに健康である方
- 7) 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない方
- 8) パソコンの基本操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）ができるほか、ホームページの開設やSNS等の活用に意欲的に取り組むことができる方
- 9) 活動終了時に起業又は就業して柳津町に定住する意欲のある方
- 10) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条件に該当しない方
- 11) 国・都道府県・市町村の各種税金、国民健康保険料、国民年金等の滞納がない方
- 12) 自家用車を所有しているか、所有予定の方

(※1) 条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村を指します。

- ①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）
- ②山村振興法
- ③離島振興法
- ④半島振興法
- ⑤奄美群島振興開発特別措置法
- ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法
- ⑦沖縄振興特別措置法

(※2) 三大都市圏内の都市地域とは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県および奈良県の区域全部を指します。ただし、2005年から2015年の人口減少率が11%以上の市町村については、三大都市圏外として取り扱います。

## 任用期間



着任日は合格者と調整のうえ決定し、年度単位での委嘱となります。委嘱の期間は最長3年間とします。

ただし、隊員として相応しくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消す場合があります。

## 活動経費の取扱い



協力隊の活動に使用するための活動経費を用意しています。

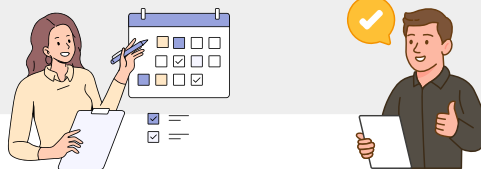
物品購入費、研修参加費等のほか、以下のように活用します。

- ・住宅備品…町営住宅への入居となる場合に、照明機器、浴槽、ガス台等の基本的設備のほか、任期中の家賃は活動経費から負担します。

ただし、食費、光熱費、町内会費等は個人負担となります。

- ・車両…活動に使用する車両は、必要に応じて活動経費を使用して用意します。

# 応募方法等



次に掲げる提出書類をお送りください。提出方法は、**右下の二次元コードからアクセスできる応募フォームへの添付**または**簡易書留による郵送**のいずれかとします。

応募フォームはこちら



## ◆提出書類

- ① 所定の様式による応募申込書（A 4 版）
  - ② 所定の様式による履歴書（A 3 版）
  - ③ 住民票の原本
  - ④ 自動車運転免許証の写しおよび各種資格証の写し
- ※①、②は町ホームページ（応募フォーム内リンクからアクセス可）より様式を取得し、フォームで送る際はPDF化してください。
- ※③、④をフォームから送る場合は、記載事項がはっきりと確認できるよう原本をスキャンまたは撮影して添付してください。

## ◆郵送の場合の提出先

〒969-7201 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234  
柳津町役場 みらい創生課 地域おこし協力隊採用担当 宛

## ◆応募締め切り

**令和8年7月31日（金）必着**

応募順に選考するため、早期に募集終了となる場合があります。  
最新の募集情報は町ホームページ等からご確認ください。

## ◆採用スケジュール（目安）

次の表は目安です。実際は応募者との調整のうえ決定します。

応募時期	オンライン面談	面接審査	合否通知	着任
～5月末	6月上旬	6月末	7月上旬	8月頃
～7月末	8月上旬	8月末	9月上旬	10月頃

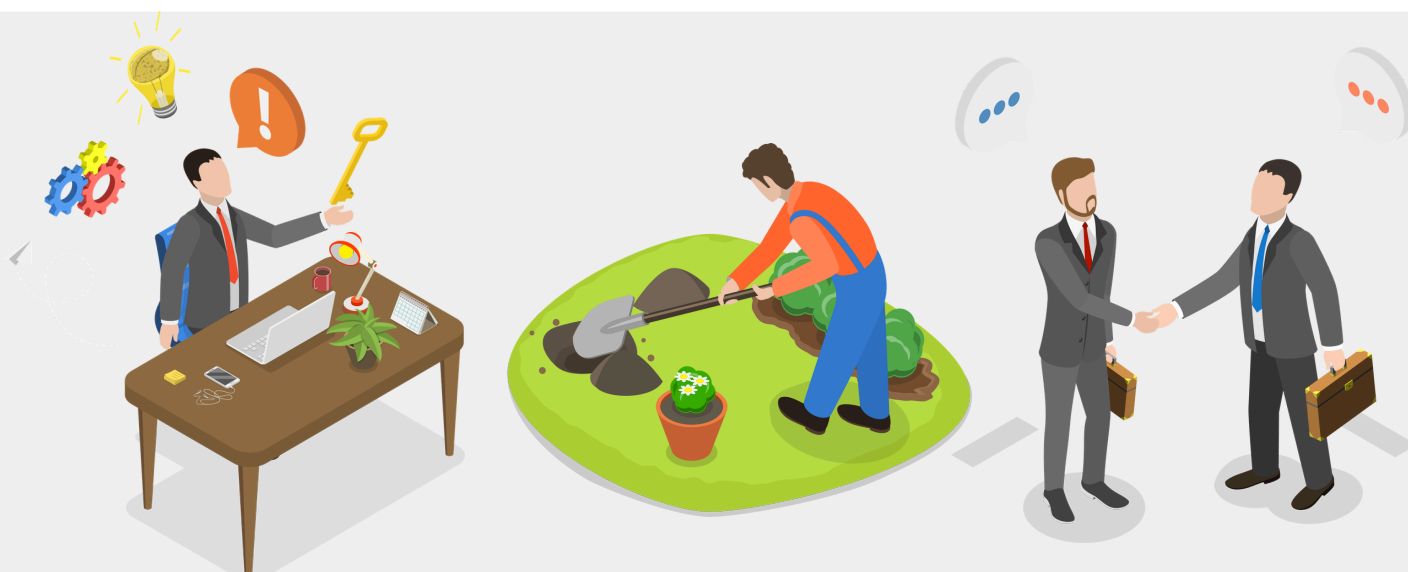
# 募集プロジェクト



現在募集中のプロジェクトは次の通りです。詳細は次ページ以降をご確認ください。

事業名	人数	担当部署	担当者
里山を守る！ 半林×半猟のライフスタイルを 追求する森林ハンター育成事業	1名	地域振興課 農林振興係	佐藤 田部
<b>受付を終了しました</b>			
地域アートまちづくり事業	1名	教育課 美術館係	佐藤 伊藤

※令和7年度時点の担当者を記載しています。  
担当者は人事異動等に伴い変更となる場合があります。



# 里山を守る！

## 半林×半猟のライフスタイルを追求する森林ハンター育成事業

令和8年度 柳津町地域おこし協力隊募集シート			
事業名	里山を守る！半林×半猟のライフスタイルを追求する森林ハンター育成事業		募集人数 1名
任用の型	起業型	身分	個人委託型
協力隊活動（地域協力活動）の内容		活動により期待する効果（町がどうなるか）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害対策の知識やスキルを身に付け、集落ぐるみでの鳥獣被害対策を指導する一方、鳥獣捕獲の知識やスキルを身に付け、町鳥獣被害対策実施隊員としてツキノワグマやイノシシなどの大型鳥獣の捕獲を実施すること。</li> <li>・里山の適正な管理のため、チェーンソーでの伐採技術や刈り払い機での刈り払い技術を身に付け、里山の保全を行うこと。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落ぐるみでの鳥獣被害対策が推進され、農地や林地の鳥獣被害が減少する効果。</li> <li>・鳥獣の個体数が減少し、鳥獣が人を恐れて人の暮らすエリアに近づかないことで人と鳥獣の共生が図れる効果。</li> <li>・里山が適正な姿を取り戻し、鳥獣の暮らすエリアと人の暮らすエリアの間の緩衝帯としての本来の機能を発揮する効果。</li> </ul>	
背景の募集の	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな森林を有する柳津町では、かつて住宅地近くの森林が里山として利用されていました。そこでは森林が手入れされ、燃料や肥料として利用されていたことから鳥獣の住処がなく、また鳥獣が貴重なたんばく源として狩られることで里山が人の暮らすエリアと鳥獣の暮らすエリアの緩衝帯として機能を発揮していましたが、時代の移り変わりにより、薪の燃料利用や草木の肥料利用が少なくなり、里山が手入れされず放置されていくことになりました。</li> <li>・里山が適正な姿を取り戻すこと。そして人と鳥獣の共生を図れる人材が今求められています。林業と狩猟を組み合わせたライフスタイルの確立がそのような人材の姿として考えられると考え、募集に至ります。</li> </ul>		
主な活動場所		協働するパートナー（共に活動するひと）	
柳津町内の狩猟現場にて、狩猟技術の向上 町内の鳥獣被害現場にて、鳥獣被害の調査や対策の実施 町内の林業現場にて、林業技術の習得		柳津町鳥獣被害対策実施隊（狩猟の指導や鳥獣被害対策の指導） 柳津町内林業事業者（伐採・刈り払い技術の取得）	
求める人物像		3年後（卒隊後）のビジョン	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林や環境に興味があり、人と鳥獣の共生を目指せる方（協力隊の活動費にて狩猟免許の取得や伐採に必要な免許や備品を購入しますので、狩猟や林業の未経験者も大歓迎です。）</li> <li>・林業と狩猟の複業ライフスタイルという新しいビジネスモデルの確立に共感し、一緒に取り組んでくださる方</li> </ul>		集落ぐるみの鳥獣対策をリードし、鳥獣捕獲にも取り組むことで町の委託を受けて鳥獣パトロールや被害調査を行いつつ、町内の伐採事業者として独立し、半林×半猟のライフスタイルの確立を目指している	
担当係	農林振興係	担当者	佐藤・田部
		振興計画での該当施策	⑪農林業の振興

## 勤務条件等

### ◆身分

個人事業主（町との委託契約）

### ◆活動時間・日数

雇用ではないため、自由です

ミッション遂行に必要なスケジュールを自ら組む必要があります

### ◆報酬・手当

雇用ではないため、報酬としての支払いはありません

委託契約に基づき、委託料として支払います

金額は着任時期によります

## この事業に関する問い合わせ先

地域振興課 農林振興係（担当：佐藤・田部）

tel：0241-42-2116 mail：nourin-shinkou@town.yanaizu.fukushima.jp

# 柳津町の木を活かす！木工作家育成事業

令和8年度 柳津町地域おこし協力隊募集シート				
事業名	柳津町の木を活かす！木工作家育成事業		募集人数	1名
任用の型	起業型	身分	個人委託型	
協力隊活動（地域協力活動）の内容		活動により期待する効果（町がどうなるか）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>柳津町の特産林産物である会津桐や漆、その他多様な樹種の木を使った木工作品制作活動とその発信</li> <li>町内の小中学生や町民に向けた木工クラフト事業の実施</li> <li>新たな木工品の開発に向けた技術取得・研究</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>柳津町の特産林産物である会津桐や漆の魅力が広がることで、柳津町の森林が宝の山であることが認知される効果</li> <li>町内の小中学生や町民に向けて木工クラフトを実施することで、木材の良さに触れ、木を使っていく機運を醸成する効果</li> </ul>		
募集の背景	柳津町では、令和6年度に「柳津町森林利活用ビジョン」を策定し、「みらいに活かす宝の山」をスローガンに50年後のあるべき姿として、柳津町の森林全てが多様な価値を有する＝宝の山として尊重されることを目指しています。木材の活用には様々なものがありますが、特に木材の活用方法として、家具や雑貨、食器など身の回りのものが多く、大規模に生産されるもの以外には木工作家の作品が多い。しかしながら、柳津町内には木工作家が少ないのが現状であり、地域おこし協力隊制度を活用し木工作家を育てるため募集に至りました。			育
主な活動場所		協働するパートナー（共に活動するひと）		
町内木工房 町外木工房 各種研修会場	町内木工房代表 木工技術の習熟 町外木工事業体 木工技術の習熟、木製品空間プロデュース知識の習得 木工品の制作に必要な技術の習得、資格の取得			
担当	木工・木材に興味のある方 ローカルベンチャービジネスの確立に興味のある方			木工作家として独立 複業として木工体験サービスの提供・木製品空間プロデュースなどの事業を実施

このプロジェクトは  
受付を終了しました



## 勤務条件等

- ◆身分  
個人事業主（町との委託契約）
- ◆活動時間・日数  
雇用ではないため、自由  
ミッション遂行に必要なスキルを自ら組む必要があります
- ◆報酬・手当  
雇用ではないため、報酬としての支払いはありません  
委託契約に基づき、委託料として支払います  
金額は着任時期によります

この事業に関する問い合わせ先

地域振興課 農林振興係（担当：佐藤・田部）

tel：0241-42-2116 mail：nourin-shinkou@town.yanaizu.fukushima.jp

# 地域アートまちづくり事業

令和8年度 柳津町地域おこし協力隊募集シート					
事業名	地域アートまちづくり事業			募集人数	1名
任用の型	職員登用型	身分	雇用型		
協力隊活動（地域協力活動）の内容		活動により期待する効果（町がどうなるか）			
柳津町特有の文化的資源である斎藤清作品（斎藤清美術館）を活用した地域活性化活動 ・教育普及活動 ・ワークショップの開催 ・SNSでの情報発信 ・地域資源と結び付けたプロジェクトの企画 ・住民参加型のまちのアートプロジェクトの企画		美術館があることによって、町の教育・福祉・産業等が豊かになる ・ワークショップ、アートイベント等を通じて、学校連携などの教育普及事業を強化。 ・地域住民とのコミュニケーションを図り、子供から高齢の方まで多くの人が集える場となる ・若者、子育て世代、観光客など新たな層にアプローチし、来館者を増やす。 ・イベント、事業の実施により、美術館が町（行政・地域との事業連携を図ることができるようになる。			
募集の背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域全体で人口が減少しており、美術館の主要来館者も高齢化していることから、将来の来館者の確保・文化継承が課題</li> <li>・来館者数が減少し、企画展や教育普及活動への参加者も限られている。</li> <li>・美術館は地域の文化資源であるものの、観光ルートに十分組み込まれていない</li> <li>・情報発信力が弱く、来館者獲得につながりにくい。</li> </ul>				
主な活動場所		協働するパートナー（共に活動するひと）			
斎藤清美術館		<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動中の協力隊、地域住民</li> <li>・教育機関（保育所、小・中学）</li> <li>・大学連携（筑波大学・武蔵野美術大学・会津短期大学等）</li> </ul>			
求める人物像		3年後（卒隊後）のビジョン			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アートや地域活性化、美術館でのワークショップに関心がある方</li> <li>・地域住民とのコミュニケーション能力がある方</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・美術館での文化・教育・地域活動の経験を活かし、地域での文化事業を企画、実施。</li> <li>・美術館での経験、人脈を生かし、地域に継続的な関わりを持つことで関係人口の創出を築いていく</li> </ul>			
担当係	美術館係	担当者	佐藤・伊藤		
			振興計画での該当施策	④地域行事の継承、文化財の保存・活用と芸術文化の振興	

## 勤務条件等

### ◆身分

柳津町の第1号会計年度任用職員

### ◆活動時間・日数（原則）

1日7時間（9時15分～17時15分 休憩1時間）

月あたり21日以内（土・日・祝日の勤務あり）

### ◆報酬・手当（令和8年4月時点 制度改正に伴い変更の場合あり）

報酬日額10,520円（前月1か月分を翌月支給）

6月、12月にそれぞれ賞与（期末・勤勉手当）を支給

※通勤距離に応じ通勤手当を支給

## この事業に関する問い合わせ先

教育課 美術館係（担当：佐藤・伊藤）

tel：0241-42-3630 mail：bijutsu@town.yanaizu.fukushima.jp



◆作成・編集

柳津町役場 未来創生課 未来創生係

tel : 0241-42-2447 mail : mirai-sousei@town.yanaizu.fukushima.jp

HP : <https://www.town.yanaizu.fukushima.jp/>